

# 第 19 回 全 国 通 関 士 模 試

公益財団法人 日本関税協会

## — 採点結果の講評 —

本模試では、本年7月に財務省より公告された「第52回通関士試験受験案内」に基づいた出題形式に即した形で予想問題を出題しました。

模試の採点結果をみると、当協会が設定した合格基準（通関業法、関税法等の2科目でそれぞれ満点の60%以上、通関実務で満点の45%以上）を満たした受験者は全体の10.3%（3科目受験者では10.0%）で、昨年（第51回通関士試験）の合格率（21.3%）（3科目受験者では20.7%）と比較するとかなり低いものとなりました。本模試は、本試験1.5月前の能力ということを差し引いたとしても、やや高い難易度だったようです。

なお、ケアレスミスが散見され、特に通関実務では、記入注意事項に「該当する位に記入すべき数値がない場合は、『0』をマークすること」と明記しているにもかかわらず、「0」をマークしていないケースが今回も少なからず見られたほか、解答欄のマークミス（誤り・不鮮明等）によって得点できないケースがあるなど、自己採点とは異なる結果になった方もおられるのではないかと思います。本試験においてもマークシートの「記入上の注意」等をよく読み、記載されている注意事項に従ってマークするよう心がけてください。正解を理解しているにもかかわらず、マークミスのために不正解となるのは、非常に残念なことだと思います。

また、設問が択一式であるにもかかわらず、解答を複数選択している方も若干名おられましたので、注意しましょう。

本模試の判定は、あくまでも参考ですので、判定結果に一喜一憂することなく、残りの2週間で悔いの残らないように頑張ってください、本試験で栄冠を勝ち取ってください。

# I 通関業法

## 【総体的事項】

### ■総評

通関業法全体の正解率は55%で、43%の方が合格基準に達していました。

### ■語句選択式

語句選択式全体の正解率は72%でした。個々人のベースでは80%は欲しいと常々申し上げておりますが、あと一步の努力が欲しいところです。

### ■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は29%で、極めて低調な結果でした。個々人のベースでは40%は欲しいところです。

複数肢選択式は、その解答数が二つ又は三つのいずれになるのかということで悩んだ方も多くおられ、このような結果になったものと考えられます。

複数肢選択式の問題を克服するためには、正確な知識の習得以外に方法はありません。更なる努力を望みます。

### ■択一式

択一式全体の正解率は39%で、複数肢選択式ほどではありませんが、かなり低調な結果でした。個々人のベースでは70%は欲しいところです。

## 【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

### ■語句選択式

第1問（通関業務及び関連業務） 正解率：79%

（イ－92% ロ－72% ハ－80% ニ－83% ホ－67%）

満足すべき得点が得られています。

繰り返し出題される類の問題ですので、確実に正解答を確保しましょう。

第2問（通関業の許可申請） 正解率：76%

（イ－97% ロ－69% ハ－90% ニ－81% ホ－44%）

第1問には及びませんが、ほぼ満足すべき得点が得られています。

「ホ」に入れるべき語句の選択に関しては、「㊦収益」をかなり多くの方(39%)が選択していました。ここで選択すべき最も適切な語句は「㊩損益」です。許可申請書の添付書面にも十分留意が必要です。

第3問（更正に関する意見の聴取及び検査の通知） 正解率：70%

（イ－84% ロ－66% ハ－78% ニ－47% ホ－75%）

合格基準はクリアーしていますが、語句選択式問題ですので、満足できる正解率とまではいきませんでした。

「ニ」に入れるべき語句の選択に際して、かなり多くの方が「㊰保税運送の承認」又は「㊱保税工場外におけ

る保税作業の許可」を選択していたことが、第3問全体の正解率に影響を及ぼしました。通知を要する検査の範囲については、通関業法施行令第7条で規定されていますので、しっかり押さえておいてください。

#### 第4問（通関士の確認） 正解率：63%

（イ－95% ロ－52% ハ－68% ニ－58% ホ－45%）

全体としては、ぎりぎり合格基準に達することができましたが、語句選択式問題ですので、更なる努力が望まれます。

「イ」に入れるべき語句として「⑩通関業務」を選択することは比較的容易であったようですが、「ロ」については、「⑨財務大臣の承認を受けなければならない」のほか「⑩財務大臣の認定を受けなければならない」を選択した方が多数おられました。また「ホ」についても、29%の方が「⑮停止の期間が終わってから1年」を選択していました。これらのことが、第4問全体の正解率を押し下げたようです。

#### 第5問（通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分） 正解率：72%

（イ－62% ロ－60% ハ－59% ニ－93% ホ－83%）

合格基準はクリアしていますが、語句選択式問題であり、かつ出題頻度の高い問題であるということを考え合わせると、決して満足できる正解率とは言えません。この問題であれば正解率80%は欲しいところです。

「ニ」及び「ホ」に入れるべき語句である「⑤禁止」及び「⑧公告」の選択には、それほど苦勞しなかったように見受けられました。

しかし「イ」、「ロ」及び「ハ」に入れるべき語句の選択に際して、「イ」については「①違反行為」、「ロ」については「⑨事実」、「ハ」については「⑫通告」を選択したことが正解率が伸びなかった原因となったようです。監督処分及び懲戒処分の種類についてもしっかり押さえておくことが必要です。特に近年の法令改正で、通関業者に対する業務改善命令の規定が新設されたことに伴い、監督処分のうち「戒告処分」が廃止されていますので、留意してください。

### ■複数肢選択式

#### 第6問（通関業の許可及び営業所の新設の許可） 正解率：30%

正解率は30%と、かなり低調な結果でした。

正解は、「1、5」です。「1」を正しい記述として選択することは比較的容易であったようですが、「4」を正しい記述として選択した方がかなりいたことにより、低調な正解率となってしまいました。通関業の許可に際して付することのできる条件は、「取り扱う貨物の種類の限定」及び「許可の期限」に限られています。許可申請者の事業内容を規制することになるような資本金、従業員数等について条件を付することはできません。このことは繰り返し問われている事項ですので、しっかり押さえておくことが必要です。

#### 第7問（通関業の許可の取消し） 正解率：28%

正解率は28%と、極めて低調な結果でした。

正解は「1、3」ですが、「3、4」を正解とした方が19%、「1、3、4」を正解とした方が16%もいたことが正解率を低くした原因のようです。

通関業の「許可の取消原因」をしっかり押さえることが重要です。取消原因は、「偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したとき。」と「通関業法第6条で規定する欠格事由(同法第6条第2号、第8

号及び第9号を除く。)に該当するに至ったとき。」です。取消原因をしっかりと押さえておけば、正しい記述を選択することは容易になるものと思われます。更なる努力が望まれます。

#### 第8問（通関士の確認） 正解率：27%

正解率は27%と、極めて低調な結果でした。

正解は、「2、3」です。「3」の選択は比較的容易であったようですが、「4」を正しい記述として選択した方がかなりいたことにより低調な正解率となっています。不正の行為によって消費税の還付を受けたことにより通告処分を受けた者は、その通告の旨を履行した日から3年（「2年」ではありません。）を経過しなければ、通関士となることはできません。3年か2年かでその選択を躊躇した方が多かったです。

#### 第9問（通関士の資格の喪失） 正解率：39%

正解率は39%と、低調な結果でしたが、複数肢選択式の問題であることを考え合わせると、現時点においては、やむを得ない正解率とも考えられます。本試験までに一段の努力を重ね、合格基準に少しでも近づいてください。

正解は「3、5」です。「5」を正しい記述として選択することは比較的容易であったようですが、「4」を正しい記述として選択した方がかなりいたことにより正解率が伸び悩みました。通関士が禁錮以上の刑に処せられた場合には、その刑の執行が猶予されたときであっても、当該通関士は、資格喪失事由に該当することとなりますので、留意が必要です。

#### 第10問（通関業者に対する監督処分） 正解率：20%

正解率は20%と、極めて低調な結果でした。

正解は「1、2」ですが、「2、4」を選択された方が12%、「1、2、4」を選択された方が16%もいたことが極めて低調な結果となった原因のようです。

通関業の許可が消滅する際に、現に進行中の通関手続がある場合は、その手続についてはその許可を受けていた者が引き続き通関業者とみなされ、特例としてその通関手続を処理することができますが、許可が取り消された場合には、このような取扱いは認められていません。このことに十分留意する必要があります。

### ■択一式

#### 第11問（通関業務及び関連業務） 正解率：39%

正解率は39%と、低調な結果でした。

「5」が誤っている記述で正解となります。「0」、「3」、「4」を正解とした方がかなりいたことにより正解率が低調な結果となってしまいました。

「3」は、保税運送の承認申告手続についてですが、当該手続は、輸出申告に併せてする場合であっても、輸出申告からその許可を得るまでの手続に該当しないので、関連業務に含まれます。「4」は、輸入の許可前における貨物の引取りの承認申請手続についてですが、当該手続は、輸入申告からその許可を得るまでの手続であるので、通関業務に含まれます。通関業務と関連業務の区別について、しっかりと押さえておくことが重要です。

#### 第12問（通関業の許可の欠格事由） 正解率：29%

正解率は29%と、極めて低調な結果でした。

これは「2」、「4」を正しい記述として選択した方がかなりいたことによるものです。

「2」は、関税法第 113 条の 2（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）の規定に該当するものであり、欠格事由には該当しません。

「4」は、禁錮以上の刑に処せられて 3 年を経過しない従業者がある法人についてですが、当該法人については、欠格事由には該当しません。

また、「0」を選択した方が 17%いたことも、気になりました。

通関業の許可の欠格事由は、当該許可の取消し、通関士の確認等の要件にもほぼ共通しており、極めて出題率の高いものです。各要件を比較しながら理解することが効果的です。

### 第 13 問（営業所の新設の許可） 正解率：54%

正解率は 54%で、合格基準をクリアできず残念な結果でした。

「3」、「4」を正しい記述として選択した方がかなりいたことが合格基準をクリアできない結果となったようです。

「3」は、経営の基礎に関する審査についてですが、当該審査については、通関業の許可の際に既に行われているので、営業所の新設の許可に際して改めて行われることはありません。

「4」は、許可の基準のうち通関士の設置についてですが、通関士試験合格者を現に雇用しているか、又は雇用することが雇用契約等により確実と認められる場合には、通関士の設置の要件を備えているものとして、財務大臣は、営業所の許可をすることができます。

### 第 14 問（通関業の許可の消滅及び承継） 正解率：26%

正解率は 26%と、極めて低調な結果でした。

これは正解率を上回る 36%の方が「1」を正しい記述として選択したことによるものです。

「1」は、通関業者が偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したときのことで、この場合財務大臣は、当該許可を取り消すことはできますが、その許可が直ちに消滅することはありません。「消滅事由」と「取消原因」は、明確に区別することが重要です。

### 第 15 問（通関士の設置） 正解率：36%

正解率は 36%と、かなり低調な結果でした。

これは、「1」、「2」を正しい記述として選択した方がかなりいたことによるものです。

「1」は、設置する通関士の員数に関してですが、財務大臣が、設置する通関士の員数を指定することはありません。通関業者自身が判断するものとされています。

「2」は、通関士の設置に関する財務大臣の承認についての記述ですが、通関業法にはそのような規定はありません。

### 第 16 問（通関業者及び通関士の義務） 正解率：34%

正解率は 34%と、かなり低調な結果でした。

これは正解率と同数値(34%)の方が「4」の記述を正しいとして選択したことによるものです。

「4」は、信用失墜行為の禁止に関する記述ですが、通関業者及び通関士は、信用失墜行為が禁止されていますが、従業者については、このような義務は課されていません。

**第 17 問（通関業者による記帳及び帳簿書類の保存） 正解率：52%**

正解率は52%で、合格基準をクリアすることはできませんでした。

これは「4」の記述を正しいとして選択した方がかなりいたことによるものです。通関業務に関して税関官署に提出した仕入書の写しは、保存を要する通関書類には該当しません。

保存を要する通関書類については、通関業法施行令第8条第2項各号で規定されていますので、しっかり押さえておく必要があります。

**第 18 問（通関士の確認） 正解率：59%**

正解率は59%で、あと一步のところ合格基準をクリアできず残念な結果でした。

これは「3」の記述を正しいとして選択した方がかなりいたことによるものです。他の通関業者の通関士は、既に財務大臣の確認を受けていますが、自己の通関士として通関業務に従事させるときは、改めて確認を受ける必要があります。

**第 19 問（権限の委任） 正解率：35%**

正解率は35%と、かなり低調な結果でした。いま一步の努力が望まれます。

これは「4」の記述が誤っているとして選択した方がかなりいたことによるものです。

「4」は、法人の合併による通関業の許可の承継の承認権限に関する記述ですが、当該承認権限は、合併により消滅した通関業者が通関業務を行っていた営業所の所在地を管轄する税関長に委任されるので、正しい記述となります。

**第 20 問（罰則） 正解率：28%**

正解率は28%と、極めて低調な結果でした。

これは「3」の記述が誤っているとして選択した方がかなりいたことによるものです。

従業停止又は禁止処分に違反して通関業務に従事した者は、通関業法第42条第2号の規定により6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることはありますが、関連業務に従事したとしても、処罰を受けることはありませんので、「3」の記述は正しい記述となります。

## II 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（第6章に係る部分に限る。）

### 【総体的事項】

#### ■総評

関税法等全体の正解率は47%であり、23%の方が合格基準に達していました。

#### ■語句選択式

語句選択式全体の正解率は69%でしたが、個々人のベースでは80%程度の正解率は確保したいところです。

通常学習する頻度が少ない分野についても語句選択式の問題は出題されますので、他の分野の問題とも比較衡量しながら学習を進めるよう心がけましょう。

#### ■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は29%で、極めて低調でした。

複数肢選択式問題は、すべての正解肢を選択しなければ得点が得られないという難しい面はありますが、個々人のベースでは40%程度の正解率は確保したいところです。

この種の問題の正解率を高めるには、基本的な理解を必要としますので、焦らずにじっくりと問題に取り組むことが必要です。

#### ■択一式

択一式全体の正解率は37%で、極めて低調な結果となりました。個々人のベースでは70%程度の正解率は確保したいところです。

択一式の問題も、正解肢が「0」という問題もありますので、複数肢選択式と同様、基本的な理解が必要になってきます。基本をしっかりと押さえることが重要です。

### 【個別事項】

個別事項のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

#### ■語句選択式

第1問（用語の定義） 正解率：87%

（イ－89%　ロ－85%　ハ－88%　ニ－80%　ホ－95%）

正解率は87%と、大変満足できる結果が得られました。

関税法の基本となる「定義」についての出題でしたが、受験者の大多数の方は、基本的事項を十分に理解されていることが確認できました。

しかし、「ニ」に入れるべき語句を「⑧排他的経済水域」とすべきところ、「④接続水域」又は「⑮領海」とされた方がそれぞれ8%ほどおられ、全体の正解率をやや引き下げることとなったようです。接続水域は排他的経済水域の一部ですが、関税法には接続水域という概念は規定されていません。それぞれの「水域」の意味するところを正確に理解してください。

**第2問（課税物件の確定の時期） 正解率：63%**

（イ－48%　ロ－68%　ハ－77%　ニ－46%　ホ－79%）

輸入申告がないまま課税原因が発生する場合は様々ありますが、ポイントは「どの時点が輸入と同視できるか」、「税関が確認等しているか」という点にあります。

全体の正解率は63%ですので、今一步というところです。

最も正解率が高かったのは、「ホ」の「⑭保税工場外に出すことの許可がされた時」で79%、最も正解率が低かったのは、「ニ」の「⑪発送された時」で46%の正解率でした。一括保税運送と個別の保税運送について混同があるようで、間違いの「①一括保税運送が承認された時」を選んだ方が41%を占めていました。個別の保税運送であれば税関の確認等が行われる「保税運送の承認の時」が正解ですが、一括保税運送は一定期間に何度も保税運送が行われます。したがって、一括保税運送が承認された時ではなく、個々の発送の時に税関の確認等が行われますので、正解は「⑪発送された時」となります。

**第3問（延滞税及び過少申告加算税） 正解率：64%**

（イ－90%　ロ－37%　ハ－58%　ニ－76%　ホ－60%）

全体の正解率が64%ですので、これも今一步というところです。

最も正解率が高かったのは、「イ」の「⑮免除」で90%でした。最も正解率が低かったのは「ロ」の「④1,000円」で37%でした。

計算した延滞税の額が1,000円未満である場合にはこれを徴収せず、100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てることとなります。徴収しない金額（1,000円未満）の間違いで多かったのは、「⑥10,000円」の32%と「⑤5,000円」の21%でした。

過少申告加算税、無申告加算税、重加算税の額を計算する基礎となる増差税額が10,000円未満である場合にはこれらの加算税は課されず、計算したこれらの加算税の額が5,000円未満である場合にはこれらの加算税は徴収されませんので、これと混同したものと思われます。100円未満を切り捨てる端数処理は、延滞税も加算税も同様ですので、確実に覚えておいてください。

**第4問（輸出通関） 正解率：84%**

（イ－85%　ロ－94%　ハ－89%　ニ－97%　ホ－58%）

輸出通関における基本的な事項等に関するものでしたが、設問3を除き、高い正解率でした。語句選択式の問題は、比較的取り組みやすい問題です。確実に正解を選択する必要があります。

設問3は、指定地外検査における手数料に関するもので、「⑨時間」が正解ですが、「⑭費用の実費」を選択された方が33%と目立ちました。輸入通関においても同様となりますので、該当する条文を再確認して、確実に理解してください。

**第5問（関税定率法に規定する免税制度） 正解率：46%**

（イ－55%　ロ－29%　ハ－42%　ニ－50%　ホ－53%）

全体の正解率は46%と低調で、個別の「イ」～「ホ」の正解率も29%～55%と全般的に低水準に留まりました。「イ」、「ハ」、「ニ」及び「ホ」については低水準の正解率ながら正解者が最多解答者になりましたが、「ロ」については、最多解答は誤りの「⑥10,000円」とした方が65%もおられ、正解の「④5,000円」は29%に留まりました。

関税定率法第14条第6号の注文の取集めのための見本は、①見本用にのみ適すると認められるもの（見本用

以外には使用できないもので金額制限なし。)と、②著しく価格の低いものとして政令で定めるもの(課税価格の総額が5,000円以下のもので、見本のマーク等を付した物品、見本に供する範囲内の量に包装した物品及び1個又は1包装の課税価格が1,000円以下のもの)の2種類あることに留意しましょう。

本設問は、関税定率法第14条、第15条の免税規定についての条文どおりの素直な、さほど難しくない設問で、一度、関税定率法第14条、第15条の条文に目を通しておけば、難なく解答できる問題です。関税定率法第14条、第15条は出題頻度も高いので、どのようなものが免税の対象になっているか確認しておきましょう。

## ■複数肢選択式

### 第6問(定義) 正解率:38%

正しい記述は「1、4、5」ですが、正解率は38%と低調でした。

正しい記述として「1、4」を8%、「1、5」を5%、「4、5」を8%、「2、4、5」を6%の方が選択されるなど、解答にばらつきが出た結果となりました。正解はある程度理解されてはいるものの、複数肢選択式問題の難しさが表れたものと思われます。

関税法上の輸出入の定義は、関税法を理解するうえで欠かせないものですので、確実に理解してください。

また、関税法と関税定率法の輸出及び輸入の定義は基本的には同じですが、関税定率法の輸出には、関税法で定義されたもののほかに「貨物を特定の国(公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物については、これを採捕したその国の船舶を含む。)から他の国に向けて送り出す」ことも含まれていますので、注意が必要です。

### 第7問(課税物件の確定の時期) 正解率:33%

正しい組合せの「1、4、5」を選んだ方は33%で、残念な結果と言わざるを得ません。

個別にみると、正しい記述の「1」を選んだ方は75%、「4」を選んだ方は64%、「5」を選んだ方は80%とそれなりの数字ですが、その組合せの「1、4、5」となると33%にまで低下し、2点の得点を失うのは残念です。

間違いの組合せで最も多かったのは「1、5」で12%、次いで「1、2、4、5」で5%、「1、3、4、5」で4%でした。複数肢選択式の問題では正しいもの又は誤っているものを複数(通常は二つ又は三つ)選ぶのですが、稀に四つを選ばせるものもあるようです(昨年の本試験では四つ選ぶものがありました。)ので、注意する必要があります。

### 第8問(輸出通関) 正解率:55%

正しい記述は「1、3、5」ですが、正解率は55%とやや低調でした。

正しい記述として「3、5」を20%の方が選択、また、「1、5」を7%、「1、3」を4%の方が選択されており、複数肢選択式の問題の難しさが表れました。設問の記述を再確認して、正誤の選択を確実にしてください。

また、「2」を正しい記述として選択された方が、7%を占めていました。記述中の「前週」が誤りで「前々週」となります。正確に理解しておく必要があります。

### 第9問（輸入通関） 正解率：21%

正しい記述は「1、4」ですが、正解率は21%と極めて低調でした。

「3」を正しい記述として選択された方が54%と、特に目立ちました。輸入の許可前における貨物の引取りに係る担保の提供先に関する記述でしたが、「財務大臣」が誤りの箇所で「税関長」が正解となります。税関長に対する輸入申告手続において、「財務大臣」の記述は違和感があると認識することが必要です。

輸入の許可前における貨物の引取りに係る設問は、担保の額について、正しくは「関税額」ですが、「課税価格」の記述で正誤を問う等、繰り返し出題されています。根拠規定である関税法第73条を確実に理解しておく必要があります。

また、「5」を正しい記述として選択された方が、23%を占めていました。輸入を許可された貨物とみなすものに関して、理解を深めてください。

以上のように、正しい記述の選択が正誤入り混じって、特に、「3、4」を24%、「1、3、4」を10%、「4、5」を8%の方が正しい記述として選択されており、低い正解率となりました。

一方で、正しい記述である「1」を正しい記述として選択された方が43%と半数以下となっています。いずれも輸入通関手続における基本的な事項に関するものであり、解説を参照して、再確認をしてください。

### 第10問（輸出申告の特例） 正解率：19%

正しい記述は「3、5」ですが、正解率は19%と極めて低調でした。

正しい記述として「4」を54%、「1」及び「2」をそれぞれ25%の方が選択されており、正解率を大きく引き下げることとなりました。

輸出申告の特例は、特定輸出申告を基本として、一定の条件を満たす場合には、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告ができるという制度が仕組みられています。

したがって、これらの制度は、適用条件はそれぞれ異なるものの、当該制度を利用して行われる輸出申告は、その手続上においては同様の利点（メリット）が与えられています。すなわち、これら三つの制度においては、申告官署を自由に選択することができるほか、保税地域に入れることなく輸出申告をし、輸出の許可を受けることができるものであることに留意してください。

### 第11問（関税の軽減、免除又は払戻し） 正解率：10%

正解は、「1、2、3」ですが、正解率は10%と惨澹たる結果となりました。

最多解答は、誤りの「1、3、4」で12%、次いで正解の「1、2、3」となりました。

「1」～「5」の選択状況をみると、正解の「1」、「2」、「3」を正解できた方は、それぞれ66%、54%及び64%と6割前後の水準に留まり、誤りの「4」及び「5」を選択した方が56%、28%もおられたため、このような惨澹たる結果となりました。

関税定率法で規定されている減免・戻し税制度については、毎年出題されています。その制度の数も多く、その適用要件、必要な手続についてのうろ覚え知識では、役に立ちません。それぞれの減免・戻し税制度の適用要件、必要な手続を整理し、的確に把握しておく必要があります。

「2」は、教育のための寄贈物品の特定用途免税制度についての設問ですが、こうした寄贈物品の輸入申告は、「寄贈を受けた者の名」をもってしなければならないことは、しっかり押さえておきましょう。

「4」では、輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税制度の適用要件として、「当該貨物が輸入の許可の日から1年以内に輸出されるものである場合に限り」とありますが、他の減免税制度で再輸出期間の限定があるものでも、やむを得ないと認められる理由がある場合には税関長の承認を受けて再輸出期間の延長ができるので、

この「限り」とあるのは誤りであることをしっかり押さえておきましょう。

「5」の通信販売により販売された個人的な使用に供する物品についての関税率法第20条第1項の適用については、その品質が輸入者の予期しなかったため返送することがやむを得ないと認められるものも、関税の払戻しを受けることができることに留意しましょう。

#### 第12問（経済連携協定） 正解率：31%

正しい記述は「4、5」ですが、正解率は31%と極めて低調でした。

正しい記述である「4」を73%、「5」を78%の方がそれぞれ選択されていましたが、誤っている記述である「1」を19%、「2」を42%、「3」を25%の方がそれぞれ選択されており、結果として低い正解率となりました。

特に、「2」の締約国原産地証明書の様式について、4割強の方が正しい記述として選択されていますが、経済連携協定に係る締約国原産地証明書は、締約国との協定に基づき「必要的要件及び様式」が定められています。

誤っている記述である「1」、「2」又は「3」を正しい記述として選択された方は、解説を参照して誤っている記述の箇所を再確認してください。経済連携協定に関する設問は、出題頻度も多く、理解を深めておく必要があります。

#### 第13問（現実支払価格） 正解率：35%

この問題は、正しい記述のものをすべて選ぶという形式の問題でした。

五つの選択肢のうち、「1」、「3」及び「5」が正しい記述であり、これらを選択した方は、「3」の31%を除き、「1」は84%及び「5」は58%とかなり高い数字となりましたが、三つとも選択しない限り2点を獲得できない複数肢選択式のために、難しい問題となっています。

誤った記述である「2」及び「4」の問題を含め、出題されたものは、関税評価についての基本的な事項ですので、「解答と解説」及びテキストを読んで正しい知識を身に付けるようにしてください。

#### 第14問（関税率表の解釈に関する通則） 正解率：30%

正しい記述は「2、4」ですが、正解率は30%と低調でした。

個別にみると、「2」を選択された方は76%、「4」を選択された方は74%と、多くの方が正しい記述を選択していました。しかし、誤った記述の「1」を選択された方が51%いました。これに引きずられて、「1、2、4」を20%、「1、2」を7%、「1、4」を5%の方が正しい記述として選択したことにより正解率を30%にまで引き下げることになってしまいました。

「1」は、通則1の規定に関するものですが、①部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものの、②物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の規定に従う、ということを再確認してください。

また、「3」を選択された方が18%いましたが、物品の所属が関税率によって左右されることはありませんので、注意してください。

#### 第15問（外国為替及び外国貿易法の輸入規制） 正解率：13%

正解は「4、5」で、正解率は13%と惨澹たる結果となりました。

最多解答は、誤りの「3、4」で16%、次いで正解の「4、5」の13%、3番目は誤りの「2、4」で10%でした。

「1」～「5」の選択状況をみると、正解の「4」及び「5」を選択できた方はそれぞれ66%、45%と最多解

答及び2番目となりましたが、低い水準に留まり、誤りの「3」、「2」及び「1」を選択した方がそれぞれ44%、37%及び19%もおられたため、この惨澹たる結果となりました。

「2」のATA条約に規定する通関手帳により輸出される貨物で、当該通関手帳により再輸入される貨物は基本的に特例が適用できますが、その特例の除外貨物があることに留意しましょう。

「3」の輸入割当品目である水産物については、輸入割当て及び輸入の承認の特例の除外貨物として規定されていないことから、特例に該当するものは例外なく特例が適用できることをしっかり覚えておきましょう。

「5」の経済産業大臣の権限で税関長に委任されている輸入の承認については、税関長が条件を付すことができないのは不自然で、条件を付すことができるのは自然で当然だという常識的な判断ができるだけで正解になります。仮に知識のない設問に遭遇した場合でも、常識的な判断も大切です。

## ■択一式

### 第16問（納税義務者） 正解率：40%

正解の「4」を選んだ方は40%と低く、残念な結果と言わざるを得ません。

間違いで多かったのは、「2」を選んだ方が31%、「5」を選んだ方が8%でした。

「2」は、通関業者の補完的納税義務に関する記述です。

納付された関税に不足額がある場合において、輸入者の住所、居所が明らかでなく、又はその者が輸入者ではないと申し立て、かつ、当該貨物の通関業務を取り扱った通関業者がその委託を受けた者を明らかにすることができなかつたとき（「輸入者に関税の支払能力がないとき」ではありません。）は、その通関業者は、当該貨物の輸入者と連帯して当該関税を納める義務を負います。この通関業者の補完的納税義務は試験には頻出しますので、正確に覚えておいてください。

### 第17問（修正申告、更正の請求及び更正） 正解率：54%

誤りの記述を一つ選ぶ問題ですが、正解（誤り）の「3」を選んだ方は54%で、今一步というところです。

間違いで多かったのは、「2」を選んだ方が19%、「0」を選んだ方が9%、「1」を選んだ方が8%と分散していて、必ずしも理解が十分ではないことを示しています。

「3」は、修正申告がいつまでできるか（税関長による更正が行われた後でも可能か）といった記述です。申告納税制度の趣旨からいって、輸入者（納税義務者）が納付すべき税額に不足額があると認識した場合には、税関長の更正があった後でも、税関長による再更正があるまでの間は、修正申告を行うことができます（「税関長の更正が行われた後は、納付すべき税額に不足額がある場合であっても、修正申告により税額を修正することができない」ではありません。）。

他の記述は、いずれも正しいものです。この機会に理解を確実なものとしてください。

### 第18問（延滞税、加算税） 正解率：14%

正しい記述を一つ選ぶ問題でしたが、正しい記述が一つもないのが意外だったためか、正解の「0」を選んだ方は14%と極めて低く、大変残念な結果となりました。

本試験でも近年このような形式の出題が見られますので、これに留意するとともに理解をより確実なものとしておくことが重要です。

選択肢は、すべて誤った記述ですので、それぞれ「解答と解説」をよく読んで、理解を深めてください。

間違いで多かったのは、「5」の35%、「4」の29%、「1」の10%といったところです。

「5」の、納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実について隠蔽し、又は仮装して納税申告していたときは、過少申告加算税に代えて（「加えて」ではありません。）重加算税が課されます。このような言葉使いに惑わされないよう注意してください。

「4」の、修正申告がされた場合において、その修正申告がその申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、5%の過少申告加算税が課されます（「過少申告加算税は課されない」ではありません。）。過少申告加算税が課されない（非課税となる）のは、「当該修正申告が、更正があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る関税についての税関の調査通知がある前に行われたものであるとき」です。通常の10%、軽減の5%、非課税と三つの段階があることを覚えておきましょう（無申告加算税においても、同様の要件により15%、10%、5%と三つの段階があります。）。

#### 第19問（輸出通関） 正解率：60%

正しい記述は「4」ですが、正解率は60%とまずまずでした。

正しい記述がない「0」を選択された方が17%と目立ち、正しい記述として「3」を8%、「5」を8%と分散して選択されていました。

いずれの選択肢も繰り返し出題される傾向にあります。解説を参照し、記述の誤りの箇所を再確認して、理解を深めてください。

#### 第20問（輸入通関） 正解率：35%

正しい記述がない「0」が正解でしたが、正解率は35%と低調でした。

外国貨物の原産地表示に関する設問でしたが、正しい記述として「3」を選択された方が24%、「4」を選択された方が22%と目立ちました。

「3」の原産地を偽った表示がされている外国貨物に係る記述中、末尾の箇所は「積み戻させ」が正しい記述となりますが、「廃棄させ」又は「滅却させ」とした記述で、度々出題される傾向にありますので、正確に理解してください。

「4」の原産地を「誤認させる表示」に関しては、関税法基本通達71-3-4（誤認を生じさせる表示に該当しない表示）を参照して、理解を深めてください。

#### 第21問（保税制度） 正解率：16%

正しい記述は「0」で、正解率は、正しい記述が「0」ということもあって16%と極めて低調でした。

正しい記述として「3」を選択された方が46%おられましたが、保税展示場にある外国貨物が亡失した場合には、災害等によるか否かにかかわらず、直ちにその旨を税関長に届け出る必要があり、このうち災害その他やむを得ない事情により亡失したものである場合には、関税の徴収が免除されることとなります。

また、「4」を18%、「2」を10%の方が選択されていましたが、「承認」や「届出」が必要な手続、業務を休止等する場合の届出の時期など、法令に沿って学習する必要があります。

#### 第22問（郵便物の輸入） 正解率：36%

正しい記述は「1」で、正解率は36%と低調な結果に終わりました。

郵便物の申告納税方式の適用については、輸出郵便物と輸入郵便物とで異なります。輸出郵便物については、課税標準となるべき価格が20万円を超える場合にはすべて輸出申告の対象とされていますが、輸入郵便物の場

合にあっては、寄贈物品であるときは輸入申告の対象とはされていません。これは、輸入郵便物の場合には、外国から贈られてきたものであるため、当該寄贈物品の性質・形状やその課税価格等を名宛人が承知しておらず、正しい輸入申告をすることが困難であるという理由によるものです。

その他、正しい記述として「0」が8%、「2」から「5」までがいずれも10%を超えて選択されていましたので、正解率を引き下げることになりました。

郵便物については、一般貨物とは異なる取扱いが行われますので、その相違点を把握することが重要です。

### 第23問（関税暫定措置法に規定する関税の減免税制度） 正解率：30%

正解は「2」で、正解率30%と低水準に留まりました。

最多解答は正解の「2」でしたが、正解率は30%に留まり、誤りの「4」、「5」、「3」、「0」及び「1」を選択した方がそれぞれ27%、15%、13%、7%及び7%と大勢の方々が誤りの解答に分散し、低水準の結果となりました。このような結果になったのは、関税暫定措置法上の減免税制度についての適用要件及び手続について、うろ覚えのためではないかと考えられます。特に、同法第8条第1項の加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税制度に関しては、毎年必ず出題されますので、その適用要件及び手続について整理して確実に覚えておく必要があります。

同法第8条第1項に関する次のことは、確実に押さえておきましょう。

「2」の製品の輸入は、当該輸出原材料の輸出の許可の日から原則として1年以内にならなければなりません。やむを得ない理由がある場合であって税関長の承認（承認申請先は、輸出原材料の許可税関長）を受けることができれば、1年を超えて税関長の指定する期間内に再輸入したものでも、この減税制度の適用ができること。

「3」の製品の輸入の際に、輸出された原材料を輸出した者の名をもって輸入申告をしなければならない場合は、当該輸出の際に、加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類を添付できなかった場合に限られていること。

「4」の輸出原材料の輸出の際の必要な手続については、製品の輸入の際に、税関がこの制度を適用して輸出された貨物を原材料とした製品の輸入であることを確認できる必要があることから、輸出申告書にその旨付記し、加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類を添付するだけでなく、輸出原材料の性質及び形状、加工又は組立ての概要等を記載した「確認申告書」を税関に提出し、確認申告書記載事項について税関長の確認を受けることが不可欠であること。

### 第24問（特惠関税制度） 正解率：46%

正しい記述の「5」を選んだ方は46%で、今一步の結果でした。

間違いが多かったのは「1」を選んだ方が20%、「4」を選んだ方が17%、「0」を選んだ方が11%、「3」を選んだ方が5%とかなり分散しており、理解が十分ではないことを示しています。

「1」の原産地を証明する書類（原産地証明書）に関する記述ですが、特惠関税の適用を受けようとする者がこれを作成するのではなく、輸出国の税関又は権限ある当局がこれを作成する必要があります。

「4」のアセアン5か国の累積原産地規則に関する記述ですが、これら5か国を一つの国とみなして原産地の規定が適用され、当該物品を本邦へ輸出する国（「当該物品の生産を最初に行った国」ではありません。）がその原産地（原産国）となります。

**第 25 問（輸入してはならない貨物） 正解率：34%**

誤った記述は「5」でしたが、正解率は34%と低調でした。

輸出入をしてはならない貨物については、その認定基準等に関する条文が複雑で理解しにくい点があるかもしれませんが、対象貨物や見本の検査の規定を除き、その認定基準は輸出も輸入もほぼ同様の手続を規定していますので、焦らずに熟読することをお勧めします。

知的財産権侵害物品や不正競争防止法違反物品については、その認定に当たり技術的な問題が多いことから、専門委員、経済産業大臣、特許庁長官又は農林水産大臣に対し意見照会等ができる旨の規定が置かれています。

その権利や技術の内容により、その意見の照会先が異なりますので、整理して理解してください。

**第 26 問（加算要素） 正解率：56%**

この問題は、誤っている記述を一つ選ぶという形式の問題でした。

誤った記述の「5」を選択した方が一番多かったのは良かったのですが、「5」を選ぶと同時に他の選択肢を誤っているとして選択した方が僅かですがおられました。この問題は、択一式ですので、二つ以上選ぶと全体が間違いとなりますので、注意しましょう。

「1」から「4」の選択肢は、すべて正しい記述であるにもかかわらず、誤りであると判断した方が6%~10%いたことは残念であり、いずれの問題も関税評価の基本的な事項ですので、誤った方は、テキストを再度読み直してみてください。

**第 27 問（不服申立て） 正解率：42%**

誤った記述は「4」で、正解率は42%と低調でした。

誤った記述として「1」を15%、「3」を16%、「5」を18%の方がそれぞれ選択されていますが、「1」は再調査の請求ができる税関長の処分であり、「3」はすでに再調査の請求をしていることから審査請求ができるまでの期間が短縮されていること、「5」は行政庁が3か月を経過しても裁決をしない場合には裁決を経ることなく訴訟を提起することができることから、いずれも正しい記述となっています。

不服申立てについては、その申立てができる期間、不服申立てができる処分、関税等不服審査会に諮問すべき処分、訴訟との関係など、幅広い理解が必要ですが、原則として、「税関長又は財務大臣の処分があったことを知った日から3か月以内に再調査の請求又は審査請求をすることができ、審査請求がされたときは、財務大臣は関税等不服審査会に諮問しなければならない」ということを基本に置き、その例外を規定している行政不服審査法第5条及び第18条、行政事件訴訟法第8条並びに関税法第8章などの規定を読み比べ、その数少ない例外を整理しさえすれば、比較的容易に正解を導くことができます。

**第 28 問（罰則） 正解率：11%**

正しい記述が「0」ということもあって、正解率は11%と、約1割の方しか正解できませんでした。

特に目立ったのは、「4」を正しい記述とされた方が65%もおられたことです。重大な過失があった場合に処罰されるのは手続違反の罪に限定されています。すなわち、関税法第116条（重大な過失による罪）の規定が適用されるのは、同法第111条第1項第2号で規定する『関税法第67条の申告又は検査に際し、偽った申告若しくは証明をし、又は偽った書類を提出して貨物を輸出し、又は輸入した者』についてであり、許可を受けないで貨物を輸出入した場合には、同項第1号の規定により処罰されることはありますが、同法第116条の規定の適用はありません。

関税法第116条の規定が「重大な過失により第111条第1項第2号（許可を受けないで輸出入する等の罪）…

…当該各条の罰金刑を科する。」となっているために、無許可輸出入についても重過失罪が適用されると解釈を誤った方もおられるものと思われます。法律（規定）の趣旨を十分理解して学習に取り組むことも重要な要素の一つです。

#### 第 29 問（外国為替及び外国貿易法の輸出規制） 正解率：10%

本設問は、「記述の誤ったものを一つ選びなさい」という設問で、本試験でも時々出題される形式です。

これらの五つの選択肢の記述は、すべて正しい記述でしたので、誤った記述なしの「0」が正解となりますが、正解率は10%と惨澹たる結果でした。

すべてが正しい記述であるにもかかわらず、誤った記述であるとして「2」、「4」、「5」、「1」及び「3」を選択した方が、それぞれ20%、20%、18%、16%、14%と幅広く分散し、全体で90%の方が不正解となり、正解の「0」は最少解答の10%でした。

このような結果になったのは、外国為替及び外国貿易法の輸出規制についてうろ覚えの方が大勢いたのではないかと思います。

すべて正しい記述ですので、これらはきちんと覚えておきましょう。また、輸出の許可及び輸出の承認の要否を確実に判断できるようにするためには、輸出の許可の特例及び輸出の承認の特例のそれぞれの内容とそれぞれの特例の除外規定を整理し十分理解することが不可欠であり、権限、手続についても整理して正しく覚える必要があります。

「2」は、補完的輸出規制（「キャッチオール規制」とも呼ばれる。）に関する選択肢ですが、その仕向国が輸出管理徹底国（「ホワイト国」とも呼ばれる。大韓民国はアジアで唯一の輸出管理徹底国。）の場合には、補完的輸出規制の対象外であること。

「4」の行政制裁については、期間を限り（無許可輸出者及び北朝鮮向け無承認輸出等の違反者（注）に対しては3年以内、北朝鮮向け以外の無承認輸出等の違反者に対しては1年以内）、輸出を行うことを禁止することができるだけでなく、昨年10月1日施行の外為法改正で、輸出の禁止を命じられた法人の個人である違反者（役員、使用人）に対してその禁止の期間と同一の期間、その制裁の対象となった業務と同じ業務を営む別会社の担当役員等に就任すること及び当該業務を個人業として新たに開始することを禁止することができるようになったことは、再確認しておきましょう。

（注）北朝鮮向け無承認輸出等の違反者に対する行政制裁についても、昨年10月1日施行の外為法改正で、輸出を行うことを禁止することができる期間は、従前の1年以内から3年以内に改正され、制裁が強化されています。

#### 第 30 問（NACCS 法） 正解率：65%

誤っている記述は「2」で、正解率は65%と合格基準を達成することができました。

一方、誤った記述がないとして「0」を選択された方が12%おられました。

現在では、不服申立て、通関業の許可申請などNACCSに馴染みにくい手続を除き、NACCSを利用して輸出入等関連業務を行うことができるようになっていっていますので、「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令」第1条（同令別表を含む。）を確認してみてください。

### III 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

#### 【総体的事項】

通関実務全体の正解率は29%で、12%の方が合格基準に達していました。

#### ■申告書の作成

輸出申告に関しまして、重大な誤りが生じてしまったことにつきまして、謹んでお詫び申し上げますとともに、大変恐縮ではございますが、本問題につきましての講評は差し控えさせていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

輸入(納税)申告については3.5%と低い正解率で、これからは、過去問をできるだけ多く解いてみるなどの訓練が必要です。

#### ■複数肢選択式、計算式及び択一式

複数肢選択式、計算式、択一式それぞれの正解率をみると以下のとおりであり、更なる努力が必要です。

複数肢選択式	22%
計算式	26%
択一式	53%

#### 【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

#### ■申告書の作成

輸出及び輸入(納税)申告書の作問では、通関手続の学習要件とともに標準的な貿易ルール(インコタームズ)の契約条件を付した出題としています。今回の設問は、輸出は「CIF SEATTLE」、また、輸入は「FCA MANILA」としており、契約条件に沿った申告価格(又は課税価格)の算出に当たっては、算入する費用と算入しない費用などが、各々の取引条件によって異なること、また、個別の品目に係る品目分類、少額貨物の処理などを正確に理解することを目的とした問題(輸入は、IQ品目である海苔を入れるなど)としましたが、正解率が低く、また、解答なし、未記入が多いことから、もう一段の努力が望まれます。

#### 第1問 輸出申告 (パイル織物等)

今回の出題につきましては、仕入書第7項の貨物の品目分類が誤っておりました。

「解答と解説」では、当初、仕入書第7項の貨物については、同第3項の貨物と同じ「5903.10-0000」に分類し、同一統計品目番号のまとめを行っていましたが、同第7項の貨物は、関税率表第59類注1に規定する「繊維用繊維製の織物」には該当しないため、「5802.19-0004」が正しい統計品目番号となります。

また、同第3項の貨物の申告価格が「456,435円(仕入書価格 US\$4,830.00)」で、同第7項の貨物の申告価格が「283,500円(仕入書価格 US\$3,000.00)」のため、少額合算を行うこともできず、それぞれ独立した申告欄となります。

そのため、5欄での申告を前提としていた問題であるにもかかわらず、申告欄が六つとなり、問題が成立しないこととなります。

また、正しい統計品目番号である「5802.19-0004」は選択肢番号の①～⑮に掲載されていないため、解答とし

て選択することもできません。

したがって、このような重大な誤りが生じてしまったことにつきまして、謹んでお詫び申し上げますとともに、大変恐縮ではございますが、本問題につきましての講評は差し控えさせていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

## 第2問 輸入(納税)申告書 (飲食料等) 正解率：3.5%

輸入に関しては、海藻類 (IQ 品目を含む。)、飲料及びその他の調製食料品 (IQ 品目を含む。) の申告書作成の問題です。まず、品目分類で別冊(実行関税率表)の欄外部分の注から、IQ 品目を探し、問題文の「記」から、加算費用を判断するとともに、フィリピンとの EPA に基づく税率を適用することになります。

品目分類では、正解率は10%でした。原因は、特に、第1欄及び第2欄においては、飲料と海草類の分類誤りと申告価格の計算誤りによる入力順の相違、IQ 品目の見落とし、品目番号 10 桁目を、NACCS 用品目コード (別紙3) による変換をしていない分類がみられ、また、第4欄及び第5欄では、「X」と「E」の入力順番を誤って点数を下げ、更に、少額合算した品目については、代表品目の選定を誤るなどにより、低い正解となりました。

課税価格では、正解率は0.4%と、低調な成績でした。主な原因は、FCA 取引条件においては、課税価格に算入すべき費用を選択することが複雑であったためか誤りが多く、また、算入費用を各欄へ按分するに当たり、すべての品目に配分される費用と個別品目のみに配分される費用の振分けに時間を要したことで解答できなかったものもあると思われ、大幅に合格点を引き下げる結果となりました。

本設問では、

### (1) 品目分類の正解率 10%

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| (a) 登録画面の第1欄：16% | (d) 登録画面の第4欄：7%  |
| (b) 登録画面の第2欄：5%  | (e) 登録画面の第5欄：12% |
| (c) 登録画面の第3欄：8%  |                  |

### (2) 申告価格(課税価格)の正解率 0.4%

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| (f) 登録画面の第1欄：0.3% | (i) 登録画面の第4欄：0.0% |
| (g) 登録画面の第2欄：0.9% | (j) 登録画面の第5欄：0.7% |
| (h) 登録画面の第3欄：0.3% |                   |

▽ 品目分類 (a)～(e) においては、正解率が5%～16%と全般的に低い状況となっています。相当の頑張りを必要とする正解率でした。

正解率を更に向上させるためには、次の点に注意する必要があります。

**第1欄 (a)：**「ソフトドリンク及びレモネード」は、まず、飲料の第22.02項において、加糖と香味付けによるもののみが第2202.10号に入り、その他のものを添加したものは第2202.99号に入ることになります。なお、ジュースと飲料との区分は、飲料に適する希釈があり、目的に応じた添加物があるかどうかによります。その点で、アルコール分0.4%のぶどうジュースを添加したものは、第2202.99号に入ります。海藻類をこの欄にまとめて入力した(35%)ことが大きなマイナス要因となりました。また、正解の選択肢番号を他の欄に入力(23%)したものの、未記入(13%)のものなどもありました。

**第2欄 (b)：**「焼海苔(味付けなし)で長方形の紙状に抄製した340cm<sup>2</sup>/枚のもの：IQ品目」の分類で、上記と同様、海草類をまとめて第12類としたケースが40%もあり、大きく成績を引き下げたほか、飲料の合算不備から飲料とした事例が20%あり、また、他の欄へ入力(10%)したものの、未記入(17%)のものも多くありました。

**第3欄 (c)：**「食用海草の青のり：IQ品目」を、申告価格が20万円以下となることから、この欄には、他のいろいろの品目が入力されており、低い正解となりました。また、他の欄へ入力(22%、うち第4欄としたものが

14%と最も多い)したもの、未記入(20%)のものがありました。

**第4欄(d)**：少額貨物の二品目(10桁目が「X」)「ノンアルコール飲料及び乾燥てんぐさ」のうち、代表品目を「ノンアルコール飲料」とすべきところ、「てんぐさ」としたものが15%(更に、これを第5欄としたものが25%)、最終欄の第5欄としたケースが10%ありました。なお、他の欄への入力(15%)、更に未記入(22%)ものもあり、成績を大幅に低くしています。

さらに、「X」の付いた選択肢番号のものを第1欄～第3欄又は第5欄に入力(3%)していることについては注目事項です。

**第5欄(e)**：少額貨物を単独(10桁目が「E」)で入力すべきところ、「X」が付された品目が35%も入っており、大きな違いとなりました。問題文の記4の再読が望まれます。また、未記入(21%)もあり、更に、「E」の付いた選択肢番号のものを第1欄～第4欄に入力(3%)していることについては注目事項です。

▽ **申告価格((f)～(j))**は、全般に正解率が0.0%～0.9%と極端に低い状況となっています。この大きな要因は、複雑な計算が影響し、また、解答なしが55%～66%を占めたことです。

本設問の集計結果を精査すると、主要な誤りは各欄ともに以下の内容で相似しています。

**第1欄(f)**：申告価格の計算において、FCA 価格に対して、加算すべきものが加算されているかどうかですが、集計データから判明する限りでは、加算費用なし0.2%、個別費用加算なし0.2%、仕入書第1項又は第5項の飲料に第2項の「ノンアルコール飲料」を合算したケース0.3%、個別加算なし0.2%、第2欄の焼きのりの入力0.7%などが見られました。特に大きな成績の低下の原因は、解答なしが55%を占めていることです。

**第2欄(g)**：上記と同じく、判明データから、加算費用なし1.1%、個別費用加算なし0.7%、適用為替レート違い0.2%、第1欄のうちからソフトドリンクのみ入力0.7%などが見られました。特に大きな成績の低下の原因は、解答なしが58%を占めていることです。

**第3欄(h)**：上記と同じく、判明データから、加算費用なし1.2%、個別費用加算なし0.2%、第5欄のマンゴージュースの入力1.2%などが見られました。特に大きな成績の低下の原因は、解答なしが63%を占めていることです。

**第4欄(i)**：正解のない品目となりました。上記と同じく、判明データから、加算費用なし0.1%、個別の品目が単独で入り、てんぐさ0.2%、青のり0.6%、第5欄の品目の入力0.8%、また、仕入書価格がそのまま入り0.3%(青のり、ノンアルコール飲料)などが見られました。特に大きな成績の低下の原因は、入力欄の順番、加算の処理などで、更に、解答なしが66%を占めていることです。

**第5欄(j)**：上記と同じく、判明データから、加算費用なし0.2%、仕入書第4項のてんぐさの入力1.4%などが見られました。特に大きな成績の低下の原因は、解答なしが65%を占めていることです。

以上のように、「解答なし」が大きな成績低下の原因を占めていますが、勉強結果を確かめるためにも、すべての解答欄に記入できるよう努力してください。

上記のような低い正解率となりましたが、申告価格の計算方法は、これまでの事例集の問題を繰り返し解いて納得がいくまで行うことが望まれます。加算の計算の手順・方法などは、既に、輸入申告書作成問題の申告価格の計算方法としての事例があるので、新しい方法となる計算をしなければならないものではありません。そこで、再度、過去問をおさらいしていただくとともに、本設問についても、再度「解答と解説」を熟読して十分に理解してください。

## ■複数肢選択式

### 第3問（関税の納付、徴収等） 正解率：20%

正しい記述の組合せ「2、3、4」を選んだ方は20%と、低調でした。

個別にみると、「1」を選んだ方は13%、「2」を選んだ方は68%、「3」を選んだ方は65%、「4」を選んだ方は68%、「5」を選んだ方は39%ですので、ある程度の理解はされているものと思われませんが、正しい組合せとなると20%にまで正解率が下がってしまい、2点の得点を失ってしまうのは残念なことです。

間違った組み合わせが多かったのは、「2、4」が11%、「2、3」が8%、「3、4」が8%、「2、3、4、5」が7%、「2、3、5」及び「2、4、5」が6%とかなり分散しており、今一つ正しい理解には達していませんので、この機会に整理した勉強をして理解を確実なものとしてください。

### 第4問（輸出通関） 正解率：15%

正しい記述は「1、3」ですが、正解率は15%と極めて低調でした。

正しい記述である「1」を66%、「3」を53%の方がそれぞれ選択されていましたが、特に「4」を正しい記述として選択された方が62%と目立ちました。結果として、「1、3、4」を15%、「1、4」を11%、「3、4」を7%の方が選択されていました。

「4」は、関税関係法令以外の法令の規定により、「許可、承認等を必要とする貨物」については、当該貨物の「輸出申告の際」、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければなりません（関税法第70条第1項）。また、「検査又は条件の具備を必要とする貨物」については、「検査その他輸出申告に係る税関の審査の際」に税関に証明し、その確認を受けなければなりません（同条第2項）。規定上、明確に区分されています。輸入申告においても同様の取扱いとなりますので、該当条文を一読してください。

また、正しい記述として、「2」を22%、「5」を28%の方がそれぞれ選択されており、各選択肢に分散されて選択されていたことから、全体として低い正解率となりました。

いずれの選択肢も、繰り返し出題される傾向にあります。解説を参照して、関係法令の条文を再確認し、理解を深める必要があります。

### 第5問（輸入通関） 正解率：26%

第4問と同様に、正しい記述として、「1」を57%、「2」を37%、「3」を35%、「4」を14%、「5」を72%と各選択肢に分散してそれぞれ選択されており、正しい記述である「1、5」を選択された方が26%と極めて低調でした。

「2、3、4」は、誤っている記述です。正解を選択できなかった方は、解説を参照し、各選択肢の誤っている記述の箇所を明確にして、理解を深める必要があります。

### 第6問（課税価格の決定の原則） 正解率：27%

この問題は、課税価格について、その記述の正しいものをすべて選ぶ問題でした。

五つの選択肢のうち、正しい記述は「2」、「4」と「5」であり、それぞれの正解率は59%、65%及び73%とかなり高いものでしたが、三つすべてを選択しないと得点とならない複数肢選択式の問題であるため、厳しい結果となりました。

誤った記述である「1」及び「3」を正しいと考えた方の割合は、それぞれ14%及び27%とかなり少なかったことは喜ばしいことですので、一層の知識の積み重ねをお願いします。

### 第7問（関税率表の所属の決定） 正解率：25%

正しい記述は「1、2、4」ですが、正解率は25%と低調でした。

個別にみると、「1」を選択された方は78%、「2」を選択された方は64%と多くの方が正しい記述を選択していましたが、「4」を選択された方が43%と半数以下となっています。このため、「1」及び「2」のみを選択された方が23%いたことなどから、正解率は25%という低さになってしまいました。「4」を選択された方が少なかったのは、スノーボードブーツは主として冬に使うのでスケート靴と同じ分類になると考えられたのではないかと推測できます。しかし、第64類注1(f)では、第64類に含まないものは、「アイススケートを取り付けたスケート靴」とされており、スノーボードブーツを含まないということは規定されていません。類注等の規定は、拡大解釈しないよう注意する必要があります。

### ■計算式

### 第8問（修正申告に伴う過少申告加算税額の計算） 正解率：9%

正解率は僅か9%であり、計算は正しくできたものの、答えをマークシートに転記する際に、解答の頭に「0」を記入しなかった方が1%弱おられ、折角の努力が成果として現れませんでした。

間違った答えを出された方のパターンを類型化すると、①修正申告により納付すべき関税額の計算を誤った方、②過少申告加算税額の計算に当たって、修正申告税額の端数処理の方法を間違った方、③適用すべき過少申告加算税率を忘れてしまったと思われる方に分かれます。

それぞれの解答を見ると、①のケースについては、提出された解答にばらつきがあり、どのような計算をされたのか推測できませんが、かなりの方が間違った計算をされているようです。②のケースについては、正しくは1万円未満を切り捨てるのですが、誤って千円未満を切り捨てた方もいたようです（2%強）。また、③のケースについては、過少申告加算税率は10%ですが、本件修正申告は、当該輸入申告に係る税関からの調査通知が発せられた後ですが、更正があるべきことを予知してされたものではないので5%に軽減されています（10%で計算されたと思われる方が5%おられました。）。しかし、加算税率を忘れてしまったためか、100%という極端な率を使用していた方もかなりおられたようです（12%強）。

このほか、解答なしという方も11%おられました。

過少申告加算税の問題は、試験に出やすい問題です。解説をよく読んで、計算方法を学習してみてください。一度覚えれば、単純な計算ですので、是非とも挑戦してください。

### 第9問（延滞税額の計算） 正解率：17%

この問題に対しては、17%の方が正解されましたが、解答なしの方が20%もおられたことは残念です。

延滞税額の計算は、過去に本試験で何回か出題されている得点源ですので、皆様の奮起を期待したいところです。ここでも、正しい答えを導き出したものの、マークシートへの転記の際に正解の頭に「0」を付記しなかったために失点された方が2%弱もいました。

延滞税が課される日がいつから始まるかにつき正確な知識がなかったために、次のような誤りが見られました。

正解は、今回の問題が特例申告貨物であるため、特例申告貨物に係る法定納期限は特例申告書の提出期限ですので、その提出期限の翌日が延滞税の起算日です。しかし、①輸入の許可の日の翌日から計算した方（5%）、②特例申告書の提出及び納税の日の翌日から計算した方（6%）がおられました。

### 第10問（課税価格の計算） 正解率：33%

正しい計算をされた方のうち、ここでも、マークシートへの転記ミスで失点した方が6%おられました。

設問4に記載している「M（買手）は、フランス人デザイナーが本邦で開発したスポーツ・シャツのデザインを350,000円で購入し、電子メールでX（売手）に送付した。」という記述につき、これを加算要素と判断した方が10%おられました。その技術、設計等は本邦以外で開発された場合に限り加算要素とされていることに注意する必要があります。

また、設問3に記載している「M（買手）は、本邦の生地メーカーZから900メートルの生地を売買単価280円/メートルで買い付け、X（売手）に無償で提供した。Zが当該生地の生産に要した費用は、100円/メートルである。」という記述につき、この生産費（100円/メートル × 900メートル = 900,000円）を加算要素として捉え、生地の売買単価（280円/メートル）に加えた方がおられました（3%弱）が、間違いです。この生産費は、売手と買手が特殊関係にある場合にのみ使用される数値であり、本問題では無関係です。受験生を惑わすための要素として記載したものですので、注意しましょう。

また、解答なしの方が14%もおられました。

### 第11問（課税価格の計算） 正解率：31%

この問題では、数量値引きの計算方法で悩んだのではないかと思われる解答が多く見受けられましたので、「解答と解説」を見て、計算方法を勉強してください。

加算要素の関係では、以下の3点が目立ちました。

- ①設問3及び6の延払金利は、加算要素ではありませんので、加算する必要はありませんが、加算した方が5%以上おられました。
- ②設問3の仲介手数料は、関税定率法第4条第1項第2号イに該当する仲介手数料であり、加算要素であるにもかかわらず、買付手数料と勘違いしたためか加算していない方が2%程おられました。
- ③設問4の輸入貨物の検査費用は、輸入貨物の引渡しを受けた後の自社のための費用であり、現実支払価格には含まれないにもかかわらず、これを加算した方が2%程おられました。

解答なしの方が14%おられましたが、自信がなくても何らかの答えは記載するようにしましょう。

### 第12問（課税価格の計算） 正解率：38%

この問題の正解率も38%と、極めて低いものでした。この問題は、課税価格の計算の問題の中でも容易に解ける部類の問題ですので、この問題を間違った方は、猛勉強されるようお願いいたします。

正しい解答はしたものの、解答の頭に「0」を追加しなかったために正解とならなかった方が、ここでも8%弱おられました。

設問5の検品代を現実支払価格に含めて計算した方が16%おられましたが、この検品作業は、貨物が本邦に到着した後に、輸入者の依頼に基づいて行われた検品であり、売手への間接支払等には該当しませんので、課税価格に含める必要はありません。

また、設問6の「ハ」に記載してある輸入港における検疫に要する費用を加算した方が7%おられましたが、この費用は、輸入貨物の本邦到着後に行われた役務に対する支払であり、現実支払価格には含まれません。

なお、上記の検品代と検疫費用の二つの費用を課税価格に含めた方が3%超おられました。

## ■択一式

### 第13問（事前教示） 正解率：45%

正しい記述を一つ選ぶ問題ですが、正しい記述の「4」を選んだ方は45%ですので、もう一步というところです。「2」を選んだ方が20%、「0」を選んだ方が13%、「3」を選んだ方が11%、「5」を選んだ方が6%、「1」

を選んだ方が3%おられました。

「2」については、内国消費税等の適用区分、税率、関税関係法令以外のいわゆる他法令の適用の有無についても、事前教示の対象とされていますが、その回答はあくまでも参考意見とされ、当該貨物の輸入申告の審査上、尊重されない取扱いとなっています。これらについては、当該事項を所管する官庁の見解を求める必要があります。

「3」については、文書による事前教示の照会及び回答内容は、原則として公開されますが、一定の要件に該当する場合（例えば、市場に流通する前に他者に知られると照会者等が不利益を受ける等）は、照会者からの要請により一定期間（180日を超えない期間）公開をしないことができます。この期間の経過後は公開することとされています（「その非公開期間に制限がない」ではありません。）。

#### 第14問（課税価格の決定の原則） 正解率：47%

47%の方が正解でしたので、もう一步というところだと考えます。

この問題は、誤った記述を選択するものであり、選択肢が否定形で出題されると、時として正否の判断を間違ってしまうことがありますので、解答時間内に慎重に判断する癖を身に付けるようにしましょう。

特に、この問題のように加算要素に該当するか否かの判断についてはこの傾向が強く、「3」及び「4」については、誤った方が13~14%もおられました。

#### 第15問（関税率表の所属の決定） 正解率：78%

正解は「3」ですが、正解率は78%と良好でした。物品の関税率表の所属区分の決定について、多くの方が正しく理解されていると思われます。

不正解の「1」、「2」、「4」、「5」を選択した方は、それぞれ3%~4%で、特徴的な傾向は見られませんでした。本設問については、第5208.11号に該当するもの、すなわち「平織りのもの」で「重量が1平方メートルにつき100グラム以下のもの」を選択すればよいわけです。落ち着いて問題文を読めば正解が得られますので、再確認してみてください。

#### 第16問（関税率表の所属の決定） 正解率：35%

正解は「3」ですが、正解率は35%と低調でした。

不正解の「1」を19%、「2」を13%、「4」を12%、「5」を9%、「0」を10%の方が選択されており、解答内容が分散していました。

「乗用自動車用のハンドル」と「乗用自動車用のタイヤ」は、通常どちらも自動車の部分品であると考えられますが、関税率表では、ハンドルは第87.08項（自動車の部分品及び附属品）、タイヤは第40.11項（ゴム製の空気タイヤ）と異なる項に分類されます。本設問で取り上げたこのような物品については、過去に出題された問題等を活用し、知識を増やしてください。

#### 第17問（特惠関税に係る原産地認定基準） 正解率：63%

正しい記述の「2」を選んだ方は63%でしたので、まずまずの結果です。

他の記述を選んだ方は、「0」を含めて6%~8%と分散していて、理解が完ぺきというわけにはいきませんが、ほぼ満足できる結果といってよいと思います。

原産地の認定基準は、特惠関税制度の中でも難しい分野の一つですが、特に正解できなかった方は、この際、今回の模試の「解答と解説」や過去問の主なものをおさらいして整理し、理解を深めておきましょう。